

# 一般社団法人首都圏産業活性化協会 理事会会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人首都圏産業活性化協会定款（以下「定款」という。）に規程するものを除くほか、一般社団法人首都圏産業活性化協会の理事会（以下「理事会」という。）の会議に関し、必要な事項を定める。

(欠席の届出)

第2条 理事は、理事会に出席できないときは、その旨を会議開催時までには会長に届け出なければならない。

(議長選任の方法)

第3条 定款第33条により会長が議長となる。

(開会および閉会)

第4条 理事会の開会および閉会は、議長が宣言するものとする。

(発言)

第5条 理事は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(表決の方法)

第6条 表決の方法は、挙手によるものとする。

2 議長は、出席した理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続をとらないで可決したのものとして、その旨を宣言することができる。

(議事録の作成)

第7条 定款第36条に規定する議事録は、議長が作成するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成13年4月2日から適用する。

付 則

この規程は、平成23年1月21日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年10月12日から適用する。